



千葉県立地企業補助金



「オフィス・ラボ環境整備支援」制度



令和8年4月
制度スタート！



「賃借型補助制度」により
賃料も補助します！

従来の賃料補助に加えて内装工事費等を補助します！

対象施設	補助の要件	補助内容
本 社 研究所	賃料補助（賃借型企业立地等）の補助メニューを活用	<p>【本社の場合】 <u>オフィス内装工事費の1/3</u></p> <p>【研究所の場合】 <u>ラボ内装工事費の1/2</u></p> <p>補助上限額：<u>1,000万円</u></p>
	操業開始時の事業従事者数： <u>10人以上</u>	
	<p>【本社の場合のみ（研究所は不要）】 以下の①～④のいずれかに該当すること</p> <p>① 上場企業 ② 上場企業の子会社 ③ 直近期の売上高が100億円以上かつ直近期までの3期連続で経常利益が黒字である企業 ④ 操業開始日の事業従事者が100人以上（直近期の売上高が300億円以上の企業は50人以上）</p>	

千葉県 商工労働部 企業立地課
企画・誘致推進班

〒260-8667
千葉県千葉市中央区市場町1-1（千葉県庁本庁舎14階）

TEL **043-223-2444**

MAIL rich2@mz.pref.chiba.lg.jp

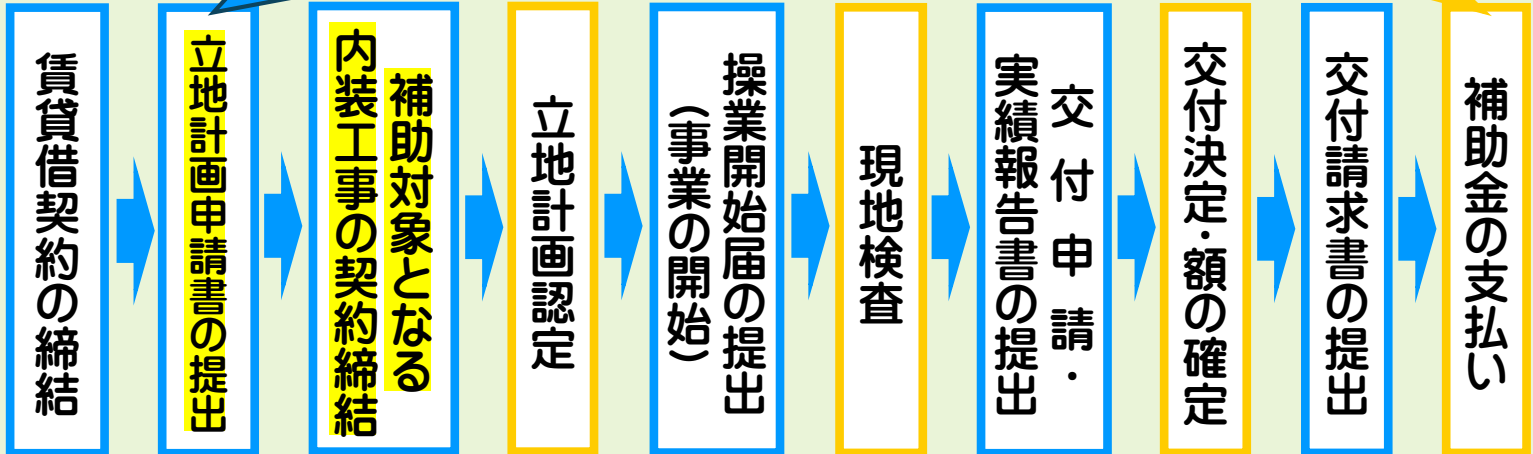


補助金交付までの流れ

□ ……企業の皆様の手続 □ ……千葉県の手続

賃貸借契約締結後に内装工事を契約する場合、
内装工事契約の締結前に申請が必要

スムーズにいけば、
操業開始から3か月程度で
補助金の受取り可能



県への申請時期について

- 賃料補助制度と本補助制度を併用いただく場合も 申請は1回となります。
(制度ごとに2回に分けて申請いただく必要はありません)。
- 賃貸借契約の締結前に、内装工事の契約をする場合は、賃貸借契約の締結前に申請をしてください(賃貸借契約と内装工事契約のうち、遅く契約する方の契約締結前までに申請が必要です)。

補助対象となる内装工事費について

- ① 間仕切り板工事、壁工事、床工事、天井工事、給排水工事、電気工事、電気通信工事、空調・換気設備の設置工事、セキュリティ設備等の設置工事に要する費用
- ② 上記工事により 建物と不可分一体となる設備等の取得に要する費用

※ 研究所の場合は、上記に加えて、法令上研究開発に必要な設備等の設置工事に要する費用も対象となります。

※ 設備の輸送費用は対象外となります。

操業義務期間について

- 本補助金を活用される場合には、操業開始日から起算して、本社の場合は5年間、研究所の場合は10年間は、認定を受けた事業を実施し、毎年、事業の実施状況を報告いただく必要があります。
- 定められた期間を満たさずに事業を廃止(撤退)した場合には、原則として、交付した補助金の全額を返還いただきます。

補助メニュー	操業義務期間 (操業開始日から起算)	操業義務期間を満たさずに 事業を廃止した場合の補助金返還額
賃料補助 (賃借型企業立地) (外資系企業賃借型企業立地)	3年間	交付額全額
内装工事費補助 (オフィス・ラボ環境整備支援)	本社の場合5年間 研究所の場合10年間	交付額全額